

第1回 福岡市立学校給食運営検討委員会 次第

日 時：平成21年9月9日（水） 14:00～16:00
場 所：福岡市学校給食センター 給食会館2階
出席委員：別紙のとおり

はじめに 教育長挨拶

- | | | |
|------------|----------------------------|---------|
| 議題1 | 委員長，副委員長の選任等について | P 01～06 |
| | (1) 委員長，副委員長の互選 | |
| | (2) 委員会細目の制定 | |
| 議題2 | パンの持ち帰りについて | P 07～12 |
| 議題3 | PEN食器の安全性について | P 13～14 |
| 議題4 | 小学校給食への特別食制度の導入について | P 15～17 |
| 議題5 | 食育推進計画について | P 18 |
| 議題6 | 残滓のリサイクルについて | P 19 |
| 議題7 | 給食費リーフレットの改訂について | P 20～23 |
| 議題8 | 喫食時間の確保について | P 24 |
| | その他，次回スケジュール | P 25 |

学校給食運営に関する検討委員会の設置について

1 目的等

福岡市立学校の学校給食運営について、安全でおいしい給食の提供に努めているが、近年保護者や市民の関心も高く、様々な対応を求められ対処しているところである。しかしながら、施設面や経緯等から困難な場合も少なくなく、理解を求めている現状にある。

これらの課題について、保護者や市民(有識者)及び現場関係者を交え、課題解決に向けての方向性等について審議するため、検討委員会を設置するもの。

2 検討委員会の概要

(1) 設置期間

平成21年7月から 当分の間

(2) 委員会の名称

福岡市立学校給食運営検討委員会

(3) 委員会の構成

区分	選出団体等
保護者・ 市民代表 (7名)	小学校PTA協議会
	中学校PTA協議会
	特別支援学校PTA協議会
	学識経験者
学校 関係者 (5名)	校長
	教頭
	教諭
献立・物資 調理関係者 (4名)	栄養教諭等
	物資・中学校調理担当
	小学校調理担当
教育委員会 (4名)	指導部職員
	教育支援部職員
合計(20名)	

(4) 審議内容

【主な検討事項】 (※当面の検討課題)

- ア 献立・給食物資の調達に関する事………(小学校納入組合)
- イ 調理・配食・喫食環境に関する事………(PEN食器の安全性検証)
- ウ 回収・残さい処理に関する事………(パンの持ち帰り)
- エ 学校給食費の額に関する事………(次年度給食費検討)

福岡市立学校給食運営検討委員会 委員名簿

◆委員数：20名

◆任期：平成21年7月から平成23年6月まで

区分	分野	氏名	所属・役職名
保護者代表 (5名)	小学校保護者代表	永野 繁一	福岡市PTA協議会副会長
		松田 瑞恵	福岡市PTA協議会理事
	中学校保護者代表	新飼 恵子	福岡市PTA協議会理事
		函師 不二子	福岡市PTA協議会理事
	特別支援学校保護者代表	古河 満子	福岡市PTA協議会理事
学識経験者 (2名)	栄養学（臨床栄養）	秀平 キヨミ	中村学園大学短期大学部教授
	栄養学（給食経営管理）	宗像 壽子	福岡女子大学人間環境学部准教授
学校関係者 (5名)	小学校校長会	杉山 大樹	原北小学校校長
	中学校校長会	増川 郁子	梅林中学校校長
	特別支援学校校長会	梅林 秀巳	生の松原特別支援学校校長
	中学校教頭会	末吉 久則	玄洋中学校教頭
	小学校給食担当者	祐成 典子	原西小学校教諭
献立・物資 調理関係者 (4名)	小学校栄養士代表	井上 真理子	照葉小学校栄養教諭
	学校給食センター栄養士代表	川原 圭子	博多中学校技術主査学校栄養職員
	小学校調理業務員代表	山野 みよ子	南当仁小学校総括職長調理業務員
	物資・センター調理担当	高山 泰徳	財団法人福岡市学校給食公社総務部長
教育委員会 事務局 (4名)	指導部（初等教育担当）	長谷川 弘明	学校指導課長
	指導部（中学校担当）	大西 浩明	学校指導課長
	教育支援部（給食費担当）	西村 孝志	健康教育課長
	教育支援部（給食運営担当）	野 忠雄	健康教育課長

福岡市立学校給食運営検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 小学校、中学校及び特別支援学校の給食運営に関する課題について、解決の方向性等を審議するため、福岡市立学校給食運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、現在実施している給食運営の課題に関して検討し、提言する。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、構成する。

- | | | |
|-----|-------------|----|
| (1) | 保護者代表 | 5名 |
| (2) | 学識経験者 | 2名 |
| (3) | 学校関係者 | 5名 |
| (4) | 献立・物資・調理関係者 | 4名 |
| (5) | 教育委員会事務局 | 4名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当初の委員の任期は、平成23年6月末日までとする。
2 委員が、途中で欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の半数以上が出席できるように配慮して会議を開くものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育支援部において行う。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は平成21年7月9日から実施する。

実施の細目

(1) 議事の公開

委員会の議事は、原則公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当するとき、または出席委員の過半数が非公開扱いとすることに正当な理由があると認める場合及び意見や説明をもとめられた出席者から非公開扱いの希望申し出がなされ委員会が正当な理由があると認めた場合は、非公開とする。

なお、傍聴の手続きに関しては当初の委員会において定めるものとする。

(2) 議事録の公表等

ア 委員会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする

イ 議事録の確定に関しては、速やかな公表を行うため、別途委員のうちから署名人3名を選任し、事務局が調製した議事録案について承認を得て確定を行うものとする。

なお、委員氏名の表出については、当初の委員会において定めるものとする。

ウ 議事録については、情報プラザにて閲覧に供するとともに、事務局において閲覧できるように備え付ける。なお、ホームページ上でも公開を行うものとする。

(3) 議会への報告

検討課題の各項目のうち特に重要なものについては、今後の方向性を概ね見出したものは、事務局から直近の市議会所管委員会へ報告等を行うものとする。

なお、必要に応じて、議会の意見等を踏まえて、更に審議を重ねるものとする。

(4) 委員会の性格等

委員会は、福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第2項に規定する「協議会等」であり、上記以外のことに関しては同要綱及び関連要領等に基づいて運営するものとする。

○福岡市情報公開条例（平成14年3月28日条例第3号）

（附属機関等の会議の公開）

第38条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

福岡市教育委員会傍聴人規則

昭和27年11月1日
教育委員会規則第2号

改正 昭和40年10月25日教規則第13号 平成13年3月29日教規則第2号
平成17年10月31日教規則第15号

（傍聴の手続）

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。

3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員することができる。

4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

（平成13教規則2・平成17教規則15・一部改正）

（入場の制限）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

（1）酒気を帯びていると認められるもの

（2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの

（3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

（平成13教規則2・一部改正）

（傍聴人の遵守事項）

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

（1）みだりに傍聴席を離れること。

（2）私語、談話又は拍手等を行うこと。

（3）議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

（4）飲食又は喫煙を行うこと。

（5）帽子の類を着用すること。

（6）携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。

（7）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

（昭和40教規則13・旧第4条繰上、平成13教規則2・一部改正）

（撮影等の禁止）

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

（平成13教規則2・追加）

（退場）

第5条 傍聴人は秘密会が開かれるとき、又は委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

（昭和40教規則13・旧第5条繰上、平成13教規則2・旧第4条繰下・一部改正）

（その他の指示）

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

（昭和40教規則13・旧第6条繰上、平成13教規則2・旧第5条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年10月25日教規則第13号）抄

（施行期日）

※ 以下省略

議題2 パンの持ち帰り禁止の問題について

1. 経緯

パンの持ち帰りについては、平成8年に発生したO157の食中毒事件後、平成9年に文部科学省が作成した『学校給食衛生管理の基準』に基づきパンの残食の持ち帰りは禁止している。

しかし、パンの持ち帰りを認めている学校があるなど徹底できていなかったことから、平成20年4月15日、改めて持ち帰りの禁止について全小学校に通知した。

現在、小学校、中学校共にパンの家庭への持ち帰りは、禁止している。

2. 禁止の理由

(1) 『学校給食衛生管理基準』の中でパン等の残食については、衛生上持ち帰りは禁止することが望ましいと示されている。

(2) 福岡県学校給食会との契約の中で品質保証期間は、当日喫食時までとなっている。

(3) パンの持ち帰り時、持ち帰り後の衛生的取扱いの確認できない。

(4) 年間70件以上の異物混入（年回提供数約1千万個）の報告があり、中には、樹脂片、木片の様な自宅で食べた時に安全の確保が難しいものもある。また、持ち帰り後にいたずらで釘を混入した事例もある。（疑い1件）

3. 他都市の状況

政令市 17政令市すべてが、禁止又は禁止が望ましいとしている。

福岡県 約1100校の公立小中学校の内、6校で持ち帰らせているが、他は禁止している。
（平成20年6月調査）

4. 保護者へのアンケート結果

(1) 教委が実施したアンケート（平成20年12月～21年1月に実施）

パンの持ち帰り禁止に、賛成45%、反対50%、その他5%

【アンケートの中で多かった意見】

- ・未開封のパンは持ち帰っても良いのではないか。
- ・自己責任、家庭の責任で持ち帰っても良いのではないか。
- ・給食時間に完食して欲しい。
- ・残菜は、リサイクルして欲しい。
- ・パンの種類、大きさについて検討して欲しい。

(2) 早良区PTAが実施したアンケート（平成21年1月～2月に実施）

パンの持ち帰り禁止に、賛成22%、反対66%、その他12%

※持ち帰り肯定意見

- ・食べられるか判断するのも食育ではないか。
- ・食べ残しは、リサイクルすべきである。
- ・自己責任で持ち帰ればよい。
- ・持ち帰ったパンは、焼き直すなどして美味しく食べていた。

5. 議会での意見（抜粋）

○ 多くの人が飢餓に苦しんでいる世界の現状を子どもたちに教える一方で、給食の食べられるパンや牛乳を毎日廃棄させる。この矛盾の中で、果たして子どもたちは食べ物大切さ、他者への思いやりの気持ちを学ぶことができるのか。

- 全世界で、飢えに苦しんでいる人たちが大勢いる。そんな中、食べられるパンや牛乳を毎日廃棄することは、してはいけないことだ。
- パンを持ち帰らせたい、持ち帰らせてもよいという家庭は、自己責任なのだから許可すべきではないか。
- 持ち帰ったパンについて、衛生面について心配されるが、食べられるものか否かを判断する力も大事なことであり、家庭の責任でもある。
- 自分たちの食べ物を毎日つくっている人たちへの感謝の気持ちを持つように指導している中、子どもたちにどう説明したらよいかかわからないという声がある。
- 食育推進事業を行う一方で、パンの持ち帰りを禁止するのは矛盾している。
- 世界的にトウモロコシ等の高騰で食糧が投機対象となり、食糧危機を招いている状況がある。日本においても自給率の向上が喫緊の課題となり、命の糧である食べ物の確保がますます厳しい状況となりつつある。このような中、教育現場でパンの持ち帰りを禁止して廃棄処分することはとんでもない話だ。
- 子ども達の目の前で食べられるパンや牛乳を廃棄処分すること自体、本当に食育と言えるのか。
- 袋を開封していないパンは持ち帰り可能にするとか、保護者の判断に任せるとかの選択肢はないのか。
- 食べられるのか否か判断する力を養うことも大事な教育ではないか。そのことは、人が生きていく力と直結している。
- ビニールに入ったままの手つかずのパンを捨ててしまう現状を見せるのは、教育的な効果として疑問である。食べ物を大切にする意識の教育という面で現状を見直すべきだ。

7. これまでの取り組みの結果

パンの持ち帰り禁止の徹底によりパンの残量の多さを再認識されたことから、食べ残しが減るように以下の取り組みを進めた。

(1) 残量調査の結果（平成20年度）

小学校で給食時間の指導方法を工夫した結果、パンの残量が20年6月が15.5%であったのに対し21年2月は8.5%と減少した。

(2) 1学期のパンサイズの変更

平成21年度1学期に入学間もない小学1年生や、パンのサイズが大きくなる小学3、5年生、中学生のパンを1学期の間10g（小麦粉量）小さくしたところ、減量した以上に食べ残しの全量が小学校は16%から7%、中学校は25%から12%と半減した。

(3) 残菜の有効利用

給食センターに集まる中学校及び特支校の食べ残しのパンを家畜飼料の原料にリサイクルする。
(平成21年10月から実施予定)

(4) パンの形状

喫食量を調整できるように2個づけとしたり、容易に2分割できる形状にする等、検討したが、価格が2倍程度となり、保護者負担が増えることから実施は厳しい。

(5) 品質保証期間の延長

福岡県学校給食会から『品質保証期間の延伸は困難』との回答があった。(平成21年7月9日)

(6) 品質保証期間の記載

福岡県学校給食会から『パンの袋への品質保証期間の記載は難しい』との回答があった。
(平成21年7月9日)

(7) 「給食時間の延長」(中学校)

給食時間を35分以上確保した学校が平成20年度の9校から平成21年度は31校に増えた。

8. 引き続き検討するもの

「給食時間中の食指導の充実」については、引き続き検討を続ける。

9. 参考資料

(1) 本市におけるパンに関する苦情の状況（20年度）

※学校給食で1年間に提供されるパンの数：約1,000万個

項目		件数	
異物混入	こげ	2	56
	昆虫	7	
	毛髪	10	
	繊維	5	
	前製品材料	6	
	油脂・生地	5	
	樹脂	7	
	木片	2	
	その他	12	
焼き上がり不良		1	1
容器包装不良		12	12
その他		5	5
計		74	74

(2) 異物混入などに対する学校での対応

児童生徒の安全を第一に対応する

①金属製の異物や異味，異臭を確認したら速やかに給食を中断する

◎緊急の場合は

■応急手当，安全確保

■救急車などの手配，保護者に連絡

■異物が混入した現状のまま現物を確保

②学級担任は速やかに校長に報告する

（学校医，保健主事からの指導，助言）

③校長は状況に応じて注意の喚起若しくは給食の中断

④教育委員会に報告，協議

⑤安全が確認された場合→給食再開

⑥安全が確認されない場合→給食中止

⑦児童生徒，保護者への対応

(3) 全国的な異物混入事件

21.02.02 金沢市内小学校 給食パンにつまようじ混入

18.08.17 札幌市内小学校 酢酸カーミン溶液，睡眠誘導剤

18.03.20 釧路市内小学校 コンパスの針

17.04.11 都立小学校 釘

17.06.23 都立小学校 注射針

16.04.27 栃木県小学校 画鋸

16.04.23 栃木県小学校 縫い針

(4) 学校給食用パン品質経時変化試験結果表（（財）福岡県学校給食会）・・・別紙1

(5) 分析結果一覧・・・別紙2

学校給食用パン品質経時変化試験結果表

1. 細菌試験結果

①コッペパン

	温度	条件等	一般細菌数結果	
			サンプル A	サンプル B
未開封品	25℃	製造日当日	< 300	< 300
		給食当日 午後0時	< 300	< 300
		〃 午後5時	< 300	< 300
	35℃	〃 午後5時	< 300	< 300
開封品	25℃	〃 開封2時間半後	< 300	8.7×10^2
		〃 開封5時間後	< 300	4.2×10^2
	35℃	〃 開封2時間半後	< 300	< 300
		〃 開封5時間後	< 300	1.1×10^3

②食パン

	温度条件	条件等	一般細菌数結果	
			サンプル A	サンプル B
未開封品	25℃	製造日当日	< 300	< 300
		給食当日 午後0時	< 300	< 300
		〃 午後5時	< 300	< 300
	35℃	〃 午後5時	< 300	< 300
開封品	25℃	〃 開封後2時間半経過	< 300	3.1×10^3
		〃 開封後5時間経過	4.6×10^2	5.0×10^2
	35℃	〃 開封後2時間半経過	1.0×10^3	< 300
		〃 開封後5時間経過	3.6×10^2	5.6×10^3

2. 品質試験結果

	条件等	品質試験結果			
		サンプル A		サンプル B	
コッペパン	給食当日 午後0時	79.1点	合格	79.8点	合格
	〃 開封後2時間半経過	76.2点	合格	77.2点	合格
	〃 開封後5時間経過	74.0点	不合格	74.9点	不合格
食パン	給食当日 午後0時	80.0点	合格	81.2点	合格
	〃 開封後2時間半経過	76.9点	合格	78.5点	合格
	〃 開封後5時間経過	74.8点	不合格	76.5点	合格

※福岡県学校給食用パン品質規格基準は75.1点以上である。

3. 水分試験結果

	条件等	水分試験結果
コッペパン	給食当日 午後0時	31.8%
	〃 開封後5時間経過	29.9%
食パン	給食当日 午後0時	30.2%
	〃 開封後5時間経過	27.1%

分析試験成績書一覧

製品	状態	納入日					1日後					2日後					
		一般細菌数	大腸菌数	カビ数	黄色ブドウ球菌	一般細菌数	大腸菌数	カビ数	黄色ブドウ球菌	一般細菌数	大腸菌数	カビ数	黄色ブドウ球菌	一般細菌数	大腸菌数	カビ数	
食パン	未開封	300以下/g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	4. 0X10 ³ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	4. 5X10 ³ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	20/g	陰性/0.1g
	開封	300以下/g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	7. 5X10 ³ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	7. 4X10 ³ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g
	一部接触	4. 4X10 ² /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	5. 6X10 ⁴ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	6. 6X10 ⁵ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	7. 7X10 ³ /g	陰性/0.1g
	全体接触	4. 8X10 ² /g	陰性/0.1g	60g	陰性/0.1g	2. 2X10 ⁵ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	2. 0X10 ⁷ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	6. 4X10 ⁴ /g	陰性/0.1g
	未開封	300以下/g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g
コッペパン	開封	300以下/g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g
	一部接触	300以下/g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g
	全体接触	4. 2X10 ² /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	1. 0X10 ³ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	1. 6X10 ⁴ /g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	60g	陰性/0.1g
	未開封	300以下/g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g	陰性/0.1g